

名古屋市依存症関連問題支援事業 補助金の手引き

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

令和 7 年 3 月

目次

1	はじめに	1
2	名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について	2
	(1) 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金とは	2
	(2) 補助金の交付を申請できる団体	3
	(3) 補助の対象となる事業.....	5
	ア ミーティング活動	5
	イ 情報提供活動	5
	ウ 普及啓発活動	6
	エ 相談活動	6
	(4) 補助の対象となる経費.....	7
	ア 補助対象経費の例	7
	イ 補助対象事業に充当すべき収入の例	12
	(5) 補助額.....	14
	ア 経費の仕訳	14
	イ 総事業費の算出	14
	ウ その補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入	14
	エ 寄附金その他収入の算出	14
3	補助金利用のための事務	18
	(1) 補助金手続きの基本的な流れ.....	18
	(2) 申請.....	20
	ア 必要書類	20
	イ 提出先	20
	ウ 提出期限	20
	エ 書類作成の留意事項	20
	(3) 実績報告.....	26
	ア 必要書類	26
	イ 提出先	26
	ウ 報告期限	26
	エ 書類作成の留意事項	26
	(4) 関係書類の保管等.....	28
	ア 関係書類の保管	28
	イ 備品の管理	28
	ウ 報告・検査等	29
4	名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱	31
	(1) 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱	31
	(2) 参考様式.....	61
	付録	62

1 はじめに

日ごろから名古屋市の精神保健福祉の取り組みにご協力いただき、ありがとうございます。

名古屋市では、アルコール依存症、薬物依存症又はギャンブル等依存症の問題の改善に取り組む民間団体に対して補助金を交付しています。

この補助金は名称を「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金」といい、「名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 187 号）」や「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱」に基づいて、市の公金から支出しているものです。さらに、市はこの補助事業について、国や県からの補助を受けています。

このため、市は、市民、県民及び国民に対する責任として、公金がどのように使われたかを明らかにすることが求められます。

この手引きは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金制度の概要を解説するとともに、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の皆さまが、円滑かつ適正にこの補助金を利用していただくことができるよう、その申請や報告の手続きについても解説したものです。

補助金の利用や手続きにあたり事務の参考にしていただければ幸いです。

【用語】

この手引きでは、次のように言葉を用いています。

- ・「アルコール依存症、薬物依存症又はギャンブル等依存症」を「依存症」といいます。
- ・「依存症のある当事者」を「依存症者」といいます。
- ・「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱」を「要綱」といいます。

2 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について

(1) 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金とは

名古屋市では、依存症者が健康的な生活を送ることができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付している補助金です。

現在、この補助金が対象としている依存症の範囲は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症であり、その他の依存症の関連問題の改善に取り組む活動は補助の対象とはなっていません。

また、この補助金は、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の運営に対して補助するものではなく、団体の活動のうち、名古屋市が補助対象事業としているものに対してその経費の一部を補助するものになります。

(2) 補助金の交付を申請できる団体

補助金の交付を申請できる団体は、民間団体のうち、次の各号に掲げる要件すべてを満たしている団体です。

- 依存症に関する問題に取り組み、依存症者の健康的な生活及びその地域社会への参加に寄与する団体であること
- 申請前 1 年間に、補助対象事業に該当する事業のいずれかを年間通じておおむね月に 1 回以上実施していたこと。
- 補助対象事業のいずれかを年間通じておおむね月に 1 回以上実施しようとしていること。
- 主たる活動拠点が名古屋市内にあること
- 会員が 5 人以上いること。
- 会員の過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
- 補助金を申請しようとする年度にまだこの補助金を申請していないこと
- 補助金を申請しようとする補助対象事業について同一年度に他の補助金を二重に申請していない又はしようとしていないこと
- 非営利団体であること
- 宗教活動や政治活動をする団体ではないこと
- 特定の公職者又は政党の推薦、支持又は反対を目的としていないこと
- 暴力団や暴力団員又は元暴力団員が統制する団体でないこと

要綱では、次のように規定されています。

- (1) 依存症に関する問題に取り組み、依存症者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、第 4 条各号（次の「(3) 補助の対象となる事業」で説明します。）に掲げる活動のうち、いずれかの活動を年間通じておおむね月に 1 回以上実施する団体であること。なお、申請時から遡り過去 1 年間においても同様の活動実績を有すること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (3) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として 5 割以上有する団体であること。
- (4) 構成員を 5 人以上有する団体であること。
- (5) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の 2 分の 1 以上が共通する場合は、これらの団体とみなす。）であること。

- (6) 交付申請を行おうとする年度において、補助対象事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けていない団体であること。
- (7) NPO その他営利を目的としない団体であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするもの含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (12) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。

(3) 補助の対象となる事業

補助金の交付申請を行うことができる団体が行う活動のうち、補助対象事業となるのは、次のア～エのいずれかに該当する活動です。一つの年度に、ミーティング活動と情報提供活動を行うなど複数の補助対象事業を組み合わせで行なってもかまいません。

各補助対象事業は、対象者と活動内容から次の表のように整理されます。ア～エでは具体的な例示も掲げています。

補助対象事業	対象者	活動内容
ミーティング活動	依存症者やその家族等	依存症からの回復に資する体験談等の交流
情報提供活動	依存症者やその家族等	依存症問題の解決に役立つ情報の提供
普及啓発活動	住民や関係機関等	依存症関連問題に関する理解促進
相談活動	対象を限定しない	依存症関連問題の相談

ア ミーティング活動

依存症者やその家族の依存症からの回復に資する体験談等を交流する活動。

事業の例

- ・ 依存症からの回復のための例会、ミーティングの開催（オンラインで開催するものも含まれます。）

イ 情報提供活動

依存症者やその家族の依存症関連問題の解決に資する情報を提供するリーフレット作成などの活動。

事業の例

- ・ 会員、依存症者又はその家族を対象とした学習会、研修会の開催（オンラインで開催するものも含まれます。）
- ・ 会員、依存症者又はその家族に依存症の疾病の理解や対応を伝えるリーフレットや動画等の作成、配布（ソーシャルネットワークサービスを活用したインターネット上での配信も含まれます。）

- ・ 会員、依存症者又はその家族に向けて学習会、研修会の開催の告知や、依存症の疾病の理解や対応を伝える記事の掲載のために団体自らのウェブサイトの作成
- ・ 会員、依存症者又は家族にミーティングや例会の開催の告知のための印刷物の作成、送付（ソーシャルネットワークサービスを活用したインターネット上での配信や告知用の団体自らのウェブサイトの作成も含まれます。）

ウ 普及啓発活動

依存症関連問題に関する住民等の理解促進のための刊行物発行などの普及啓発活動。

事業の例

- ・ 住民や依存症関連問題の関係者を対象とした講演会等の事業の開催（オンラインで開催するものも含まれます。）
- ・ 住民や依存症関連問題の関係者に依存症の疾病の理解や対応を伝えるリーフレットや動画等の作成、配布（ソーシャルネットワークサービスを活用したインターネット上での配信も含まれます。）
- ・ 住民や依存症関連問題の関係者に向けて講演会等の開催の告知や、依存症の疾病の理解や対応を伝える記事の掲載のための団体のウェブサイトの作成

エ 相談活動

依存症関連問題の相談を受ける活動。

事業の例

- ・ 会員、依存症者、その家族、依存症の疑いのある方、その家族からの依存症関連問題に関する相談会等の取組の実施（オンラインで開催するものも含まれます。）

(4) 補助の対象となる経費

この補助金を申請しようとする団体が自ら主催する補助対象事業に要する費用が補助対象経費となります。

補助対象事業により、補助の対象となる経費は異なり、次の表のようになります。

補助対象事業	補助対象経費
ミーティング活動	使用料及び賃借料（ミーティングのための会場借上げ及びこれに類するものに限る。）
情報提供活動	報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費及び修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
普及啓発活動	
相談活動	

注 〔〕内は公益法人での経費の名称です。

他の団体と共催して実施した補助対象事業は、自らも主催者ですから、自らの団体の負担した分が補助対象経費となります。ただし、税金が二重に充当されてしまうのを防ぐために、共催事業の場合は計画や仕訳など個別にご相談ください。

また、自らが主催者ではない事業に関する支出、個人の資産となるような物品等に係る経費は、補助対象となりません。

ア 補助対象経費の例

(ア)ミーティング活動

使用料及び賃借料の例

- ・例会やミーティングの会場の使用料、借上代（会場借上げに伴う、附属設備の使用料、空調使用料や電気使用量はここで整理してください。）
- ・オンラインの例会やミーティングを開催するためのソフトウェアのライセンス使用料等

(イ) 情報提供活動、普及啓発活動、相談活動

報償費の例

(情報提供活動)

- ・ 会員や依存症者やその家族を対象とした学習会、研修の講師謝礼

(普及啓発活動)

- ・ 住民を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業の講師謝礼

(相談活動)

- ・ 依存症者やその家族を対象とした相談の助言者、スーパーバイザーの謝礼

※団体の外部の方に対する謝礼という性格の経費です。

※他の団体が主催する事業へ参加する会員への手間賃、日当の類は含めません。

旅費の例

(情報提供活動)

- ・ 自らの団体が主催する会員や依存症者やその家族を対象とした学習会、研修の講師の招聘旅費（実費相当分）
- ・ 自らの団体が主催する会員や依存症者やその家族を対象とした学習会、研修に従事する会員の派遣旅費（実費相当分）

(普及啓発活動)

- ・ 自らの団体が主催する住民を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業の講師の招聘旅費（実費相当分）
- ・ 自らの団体が主催する住民を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業に従事する会員の派遣旅費（実費相当分）

(相談活動)

- ・ 自らの団体が主催する依存症者やその家族を対象とした相談会の助言者、スーパーバイザーの招聘旅費（実費相当分）
- ・ 自らの団体が主催する依存症者やその家族を対象とした相談会に従事する会員の派遣旅費（実費相当分）

※実費分でない外部の方の招聘旅費はいわゆるお車代として報償費で整理してください。

※他の団体が主催する事業へ参加又は従事する会員に支給する派遣旅費は含めません。

需用費（消耗品費）の例

（情報提供活動）

- ・ 会員や依存症者やその家族に例会、ミーティング、学習会、研修会の開催予定を知らせる予定表、チラシ等の紙代、コピー代
- ・ 会員や依存症者やその家族向けに配布するための依存症のリーフレットの購入費

（普及啓発活動）

- ・ 住民を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業の実施に必要な紙代、筆記具代、コピー代、プリンタのインク代、機材のケーブル代

（相談活動）

- ・ 住民を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業の実施に必要な紙代、筆記具代、コピー代、プリンタのインク代、機材のケーブル代

需用費（印刷製本費）の例

（情報提供活動）

- ・ 会員や依存症者やその家族に例会、ミーティング、学習会、研修会の資料の印刷製本代
- ・ 会員や依存症者やその家族に依存症の疾病の理解や対応を伝えるリーフレット等の印刷代、

（普及啓発活動）

- ・ 住民や関係機関等を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業のポスターやチラシの印刷代
- ・ 住民や関係機関等を対象として実施した依存症講演会等の講演録等を住民向けのパンフレットとして印刷した費用
- ・ 住民や関係機関等を対象とした依存症について普及啓発するリーフレット印刷代

（相談活動）

- ・ 依存症者やその家族を対象とした相談会のポスターやチラシの印刷代

需用費（光熱費）の例

- ・ 会場借上げに伴う、空調使用料や電気使用量は使用料及び賃借料で整理

してください。

需用費（修繕費）の例

（情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通）

- ・ 備品として購入した物品の修理にかかる費用

需用費（食糧費）

※会議等の茶菓代、弁当代にあたる経費は、補助対象経費ではありません。

役務費（通信運搬費）の例

（情報提供活動）

- ・ 会員、依存症者又はその家族に例会、ミーティング、学習会、研修会の開催を告知する予定表、チラシ等の郵送料
- ・ 会員、依存症者又はその家族に依存症の疾病の理解や対応を伝えるリーフレット等の郵送料

（普及啓発活動）

- ・ 住民や依存症関連問題の関係機関を対象とした依存症について普及啓発する講演会等を告知するチラシ等の郵送料
- ・ 住民や依存症関連問題の関係機関を対象とした依存症について普及啓発するリーフレット等の郵送料

（相談活動）

- ・ 依存症関連問題の相談会のポスターやチラシの郵送料
- ・ 依存症関連問題の電話相談を行うときの電話回線開設料、電話回線使用料
- ・ 依存症関連問題のオンライン相談を行うときの通信料

役務費（手数料）

（情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通）

- ・ 事業に関する支払い時の金融機関での振込手数料

役務費（保険料）

(情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通)

- ・ 事業従事者のボランティア保険等の傷害保険、損害賠償保険の保険料

役務費（広告料）

(情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通)

- ・ 事業の広告を媒体に出す費用

委託料

(情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通)

- ・ オンラインで開催する学習会、講演会、オンライン相談等の機材の設
営、当日の運営の委託費用

使用料及び賃借料の例

(情報提供活動)

- ・ 会員、依存症者又はその家族を対象とした学習会、研修会の会場の使用
料、借上代（会場借上げに伴う、附属設備の使用料、空調使用料や電気
使用量はここで整理してください。）
- ・ 会員、依存症者又はその家族に向けて学習会、研修会の開催の告知や、
依存症の疾病の理解や対応を伝える記事の掲載のために団体の作成した
ウェブサイトのために借上げたサーバーの使用料
- ・ 会員、依存症者又はその家族向けの学習会、研修会等の開催や依存症
の疾病の理解や対応を伝える記事、リーフレットや動画等の作成、配
布、ウェブサイト作成に必要なパソコン、ビデオカメラ等の機器のリース
料、レンタル料、アプリケーションのライセンス使用料、開催用物品
の運搬のためのレンタカーのレンタル料
- ・ 会員、依存症者又はその家族向けの学習会、研修会等の外部講師の送
迎用タクシー代

(普及啓発活動)

- ・ 住民や依存症関連問題の関係者を対象とした講演会等の会場の使用料、
借上代（会場借上げに伴う、附属設備の使用料、空調使用料や電気使用
量はここで整理してください。）
- ・ 住民や依存症関連問題の関係者に向けて講演会等の開催や、依存症の疾
病の理解や対応を伝える記事の掲載のために団体の作成したウェブサイ
トのために借上げたサーバーの使用料
- ・ 住民や依存症関連問題の関係者向けの講演会等の開催や依存症の疾病の

理解や対応を伝える記事やリーフレットや動画等の作成、配布、ウェブサイト作成に必要なパソコン、ビデオカメラ等の機器のリース料、レンタル料、アプリケーションのライセンス使用料、開催用物品の運搬のためのレンタカーのレンタル料

- ・住民や依存症関連問題の関係者向けの講演会等の外部講師の送迎用タクシー代

(相談活動)

- ・依存症関連問題の相談会の会場の使用料、借上代（会場借上げに伴う、附属設備の使用料、空調使用料や電気使用量はここで整理してください。）
- ・依存症関連問題の相談会の開催の告知のために団体自ら作成したウェブサイトのサーバーやオンライン相談のために借上げたサーバーの使用料
- ・依存症関連問題の相談会（電話相談やオンライン相談を含む。）の開催やウェブサイト作成に必要な電話機、パソコン、ビデオカメラ等の機器のリース料、レンタル料、アプリケーションのライセンス使用料、開催用物品の運搬のためのレンタカーのレンタル料
- ・依存症関連問題の相談会の外部の助言者・専門家の送迎用タクシー代

備品購入費

(情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通)

- ・備品として購入した物品（単価2万円以上のもの）にかかる費用

※補助金を使って備品として購入した物品は、廃棄に制約がありますのでご注意ください。第4様式名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知の「2(8)」を参照してください。

負担金

(情報提供活動、普及啓発活動、相談活動共通)

- ・他団体と共催して補助対象事業を実施する場合に、団体の負担分として幹事団体に拠出する費用

イ 補助対象事業に充当すべき収入の例

(情報提供活動)

- ・会員、依存症者又はその家族を対象とした学習会、研修会への参加費又は参加者から徴収する資料代

- ・ 会員に配布するために一括購入したリーフレット、書籍等の会員から徴収するリーフレット、書籍等の代金

(普及啓発活動)

- ・ 住民や依存症関連問題の関係機関等を対象とした依存症について普及啓発する講演会等の事業の参加者から聴取した参加費又はその会で使用する資料代や書籍代として参加者から徴収した収入

※他団体と共催して行う補助対象事業で他の共催団体から分担金として拠出された資金もここでいう収入に当たります。

(5) 補助額

補助額は次の手順で算定されます。以下は、申請の場合の算定手順です。
「第 3 号様式 経費所要額調書」と「第 3 号様式 別紙」と照らし、作業しながら、算定してください。

精算の場合は、使用する様式を「第 10 号様式 別紙」と「第 10 号様式 経費所要額精算書」に替えて算定してください。

ア 経費の仕訳

「第 3 号様式 別紙」に沿って、補助金交付を受ける補助対象事業の活動にかかる経費を、各補助対象事業別に「補助対象経費(D)」とそれ以外の「補助対象経費(J)」に仕訳けます。

「補助対象経費(D)」は、前項の「(4) 補助対象経費」の補助対象経費の説明をお読みいただき、該当する費目に整理してください。「補助対象外経費(J)」も費目を設定して整理してください。

仕訳に迷う場合は、市役所（健康増進課）にご相談ください。

イ 総事業費の算出

その補助対象事業の「補助対象経費(D)」に計上した経費を合計して「補助対象経費の小計(Dx)」を、その補助対象事業の「補助対象外経費(J)」に計上した経費を合計して「補助対象外経費の小計(Jx)」を算出し、「補助対象経費の小計(Dx)」と「補助対象外経費の小計(Jx)」を合算して、その補助対象事業の「総事業費(Ax)」を算出します。

ウ その補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入

次に、その補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入を、前項の「(4) 補助対象経費」の「イ 補助対象経費に充当されるべき収入」の説明をお読みいただき、該当する収入を「この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)」に計上してください。

エ 寄附金その他収入の算出

「この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)」に計上した収入額を合計し、「寄附金その他収入 小計(Bx)」を算出します。

オ 差引額の算出

その補助対象事業の「総事業費(Ax)」から「寄附金その他収入 小計(Bx)」を引いた額がその補助対象事業の「差引額(Cx)」となります。

カ 「第3号様式 経費所要額調書」への転記

アからオで算出した、「補助対象経費の小計(Dx)」、「総事業費(Ax)」、「寄附金その他収入(Bx)」及び「差引額(Cx)」を、「第3号様式 経費所要額調書」の(Ax)欄、(Bx)欄、(Cx)欄、(Dx)欄にそれぞれ転記します。

キ 選定額の選定

「第3号様式 経費所要額調書」に転記した「差引額(Cx)」と「補助対象経費(Dx)」とを補助対象事業ごとに比べて少ない方の額を「選定額(Ex)」として選定します。

ク 選定額の計の算出

「選定額(Ex)」を合計して「選定額の計(F)」を算出します。

ケ 補助基準額の選定

「選定額の計(F)」と「補助限度額(G)」とを比べて少ない方の額を「補助基準額(H)」として選定します。

コ 補助額の算出

「選定額の計(F)」の100円未満を切り捨てた額が補助金申請額となります。

補助額の算定 例図

【第1段階】

各補助対象事業ごとに補助対象経費等を算定します。

ミーティング活動

総事業費(A1)	
補助対象経費(D1)	補助対象外経費(J1)
差引額(C1)	寄附金その他収入(B1)
選定額(E1)	

情報提供活動

総事業費(A2)	
補助対象経費(D2)	補助対象外経費(J2)
差引額(C2)	寄附金その他収入(B2)
選定額(E2)	

【第2段階】

各補助対象事業ごとの算定結果を合算して、補助額を算定できます。

ミーティング活動＋情報提供活動

選定額(E1)	選定額(E2)
選定額の計(F)	
補助限度額(G)	
補助基準額(H)	
補助金申請額（補助額）	

記載例と算定例（巻末の記載例と算定例も参照してください。）

第3号様式 別紙(1)

経費所要額内訳書

団体名		
経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
1 ミーティング活動		
支出		
補助対象経費(D)		
使用料及び賃借料	96,000	②2,000円×48回
小計(D1)	96,000	
補助対象外経費(J)		
小計(J1)	0	
総事業費(A1=D1+J1)	96,000	
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
寄附金その他収入 計(B1)	0	
差引額(C1) C1=A1-B1 注 A1-B1<0の場合はC1=0とします	96,000	

第3号様式 別紙(2)

2 情報提供活動

経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
報償費	20,000	講師謝礼 ②20,000×1人
旅費		
需用費	140,000	チラシ代60,000円、学習用書籍代②800×100部
役務費	14,000	チラシ送付②140×100か所
委託料		
使用料及び賃借料	15,000	会場借上げ
備品購入費		
負担金		
小計(D2)	189,000	
補助対象外経費(J)		
講師弁当代	1,500	②1,500×1食
小計(J2)	1,500	
総事業費(A2=D2+J2)	190,500	
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
書籍頒布収入	50,000	②500×100部
寄附金その他収入 計(B2)	50,000	
差引額(C) C2=A2-B2 注 A2-B2<0の場合はC2=0とします	140,500	

第3号様式

経費所要額調書

1 経費所要額調 (単位:円)						団体名 なごや依存症の会			
補助対象事業	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	補助対象経費 (D)	選定額 (C,Dのいずれか少ない額) (E)	選定額の計 (E1+E2+E3+E4=F)	補助限度額 (G)	補助基準額 (F、Gのいずれか少ない額) (H)	補助金申請額 (Hの100円未満切り捨て後の額)
ミーティング活動	(A1) 96,000	(B1) 0	(C1) 96,000	(D1) 96,000	(E1) 96,000				
情報提供活動	(A2) 190,500	(B2) 50,000	(C2) 140,500	(D2) 189,000	(E2) 140,500				
普及啓発活動	(A3)	(B3)	(C3)	(D3)	(E3)	236,500	150,000	150,000	150,000
相談活動	(A4)	(B4)	(C4)	(D4)	(E4)				

注 内訳は別紙のとおり

第1号様式の「申請額」へ

要綱では、次のように規定されています。

第5条の2 補助金の交付を申請した補助対象事業ごとの総事業費からその補助対象事業に充当されるべき寄附金その他の収入を控除した額とその補助対象事業に係る補助対象経費のいずれか少ない方の額を選定し、各補助対象事業について選定した額の合計額と補助限度額のいずれか少ない方の額を補助基準額とし、補助基準額の100円未満を切り捨てた額を補助額とする。

2 補助限度額は15万円とする。

3 補助金利用のための事務

(1) 補助金手続きの基本的な流れ

補助金の手続きの大まかな流れは以下のようになります。

3月 予算成立後～ 事業開始前	補助金申請	名古屋市役所（健康増進課）へ、その年度の活動予定をもとに、おおよその活動経費を見込んで補助金の交付を申請します。年度の途中に申請する場合は、補助金を申請しようとする事業の開始前までに申請する必要がありますので、ご注意ください。
4～5月	交付決定	市役所（健康増進課）から各依存症問題の改善に取り組む民間団体へ補助金の交付決定通知が送られます。
	活動	活動を行います。
	変更申請	補助金交付申請を行った事業の計画内容を変更する場合は、変更する前に、市役所（健康増進課）にご相談ください。変更しようとしている内容により変更申請など必要な手続きをご案内します。
	変更届	その他、代表者や住所など補助金交付申請を行った内容に変更がある場合も市役所（健康増進課）にご連絡ください。変更届など必要な手続きのご案内をします。
	交付額変更決定	補助金交付額に変更がある変更申請の場合、補助金交付額を変更する決定を通知します。
活動終了後～ 翌年度4月	事業報告	市役所（健康増進課）へ、事業実績報告書等を提出します。実績報告は年度末から翌年度4月にかけて行われることが多いですが、とても短期間での手続きとなるため、以下の手続きの原則を踏まえたうえで、具体的な手続きや期間をご連絡することがありますので、お知りおきください。
	交付額確定	市役所（健康増進課）から最終的な補助金の交付額をお知らせします。申請時に見込まれていたよりも補助対象事業にかかった補助対象経費が少なかった場合は、当初の補助金交付決定額よりも減額して、交付額を決定します。
補助額 確定通	補助金の請求	市役所（健康増進課）へ、請求書を提出します。

知後		
補助金 請求後 ～5月	補助金の交 付	口座振替で交付されます。
	保管	関係書類を補助金利用年度の翌年度から5年間保管してください。（例：令和6年度の補助金の場合は、令和7年度から令和11年度までは保管してください。） また、補助金を利用して備品を購入や修繕をした場合は、市長の承認を受けないで、譲渡や廃棄ができないものがありますので、適切な管理をお願いします。

(2) 申請

ア 必要書類

- ・ 第 1 号様式 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付申請書
- ・ 第 2 号様式 事業計画書
- ・ 第 3 号様式 経費所要額調書
- ・ 団体の定款、規約又は会則
- ・ 団体の構成員名簿（団体の代表者、構成員の在住、在勤、在学場所が確認できるもの）
- ・ 団体の収支予算書（補助金交付を申請する補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入の見込額が分かるもの）
- ・ 申請前 1 年間の補助対象事業の活動実績が分かる書類（この申請の前年度にこの補助金の交付決定を受けている場合はその実績報告の提出をもって代えることができます。）
- ・ その他参考となる書類

イ 提出先

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課 精神保健担当
〒460-8508 名古屋市健康福祉局健康増進課気付
メール a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

ウ 提出期限

事業開始前までに申請してください。
3 月中旬（当該年度の予算成立日以降）から受付予定です。
なお、提出に関しては、個別にご相談ください。

エ 書類作成の留意事項

- ・ 第 1 号様式 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付申請書の記入例

（次のページに記入例があります。）

(第1号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

補助金交付申請をする補助対象事業が4月からの場合は
予算成立日～4月1日の日付をお願いします。分からない
ときはご相談ください。

申請者 所在地 **名古屋市中区本丸三丁目番1号**
団体名 **なごや依存症の会**
代表者名 **会長** ○○ ○○

連絡先 電話番号 **052-972-4075**
電子メールアドレス **a2633a@nagoya.jp**
担当者 **榊原**

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について、下記のとおり交付を申請します。

押印不要

記

1 補助金の交付を受けようとする事業

依存症種別	① アルコール	b 薬物	c ギャンブリング
補助対象事業	① ミーティング活動 d 相談活動	② 情報提供活動	

メールがあれば記載してください。

注 各欄中該当するものの記号をすべて○で囲んでください。

2 申請額

金 **150,000** 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 経費所要額調書(第3号様式)
- (3) 団体の定款、規約又は会則
- (4) 団体の構成員名簿(団体の代表者、構成員の在住、在勤、在学場所が確認できるもの)
- (5) 団体の収支予算書(補助金交付を申請する補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入の見込額が分かるもの)
- (6) 申請前1年間の補助対象事業の活動実績が分かる書類(この申請の前年度にこの補助金の交付決定を受けている場合はその実績報告の提出をもって代えることができます。)
- (7) その他参考となる書類

・第2号様式 事業計画書の記入例

第2号様式(1)

事業計画書

1 団体の概要

名称	なごや依存症の会	
活動目的(注2)	☒ 別添定款等のとおり	定款等に目的や事業の記載があれば、☐にチェックしてください。 定款等に記載がない場合は、この欄に記載してください。
主な事業(注2)	☒ 別添定款等のとおり	
申請前1年間の補助対象事業の活動実績	該当する方の ☐ をチェックしてください。 ☒ 別添資料のとおり ☐ 前年度の実績報告をもってこの活動実績に代えます。	
主たる活動場所の所在地	名古屋市中区本丸内	
現在の構成員数(注3)	8 人(補助金を申請しようとする時点の数)	
上の構成員中の市内在住・在勤・在学中の人数(注3)	6 人(補助金を申請しようとする時点の数)	
他の補助金の申請状況	他の補助金申請なし	

注1 団体の定款、規約等を添付してください。

注2 団体の定款等に目的や事業の記載がある場合は、☐のチェックのみで支障ありません。

注3 構成員については、代表者及び申請時点の在住・在勤・在学を確認できる名簿を添付してください。

第2号様式(2)

- 2 補助金交付を申請
補助金交付を申請
事業計画が分かる
該当の補助対象事業の

補助金交付を申請するのがミーティング活動だけで、そのミーティング活動だけで1年間の概ね月一回以上あり、またその会場借上げ費だけで補助限度額を超える場合は、ミーティング活動のみの記載で結構です。補助金交付申請をしない活動は記載不要です。

の場合、
とい。

補助対象事業	目的及び活動内容
①ミーティング活動	目的：依存症からの回復 活動内容：例会を開催して毎回テーマに沿って体験談を語り、他の人の体験談を聴く。 活動予定回数は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
②情報提供活動	目的：依存症者やその家族にアルコール依存症についての知識を深める。 活動内容：アルコール依存症の専門家、依存症者及びその家族を講師に研修会をアルコール健康障害啓発週間に開催する。(普及啓発活動としても実施) 活動予定回数等は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
③普及啓発活動	目的：住民などに薬物依存症やアルコール依存症からの回復について理解を深める。 活動内容： ①薬物依存症の相談、治療、回復施設又は自助グループについて紹介するリーフレットを作成し、再犯防止月間に配布する。 ②アルコール依存症の専門家、依存症者及びその家族を講師に研修会をアルコール健康障害啓発週間に開催する。(情報提供活動としても実施) 活動予定回数等は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
④相談活動	目的：ギャンブルをやめられずに困っている人の相談にのり、必要な支援を紹介する。 活動内容：ギャンブルがオンラインに移行しているためチャットによる相談会をギャンブル依存症の啓発週間に 1 週間程度集中的に実施する。 活動予定回数は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり

第2号様式（3）

3 年間活動予定スケジュール

補助金交付を申請するにあたってはおおむね月に1回以上の活動と異なる場合があります。

年間活動予定スケジュールに障害ありません。ご確認ください。

補助金交付を受けようとするのが相談活動だけであっても、補助対象事業者として1年間を通じて概ね毎月の活動という要件を満たしていることを明らかにするために必要であれば、「第2号様式(3)」には、補助金交付を申請しない他の活動も併せて記載してください。

を通じて申請してください。
とで支記載し

月	ミーティング活動	情報提供活動	普及啓発活動	相談活動
4月	例会 2回			ギャンブルチャット相談会チラシ配布
5月	例会 2回		薬物リーフレット企画会議	ギャンブルのチャット相談会開催
6月	例会 2回		薬物リーフレット印刷(2,000部)	
7月	例会 2回		薬物リーフレット配布(100か所)	
8月	例会 2回	アルコール研修会企画会議	アルコール研修会企画会議	
9月	例会 2回	アルコール研修会講師・会場調整、チラシ作成	アルコール研修会講師・会場調整、チラシ作成	
10月	例会 2回	アルコール研修会チラシ配布	アルコール研修会チラシ配布	
11月	例会 2回	アルコール研修会開催	アルコール研修会開催	
12月	例会 2回	補助金交付を受けようとするのが相談活動だけであっても、補助対象事業者として1年間を通じて概ね毎月の活動という要件を満たしていることを明らかにするために必要であれば、第2号様式(3)には、補助金交付を申請しない他の活動も併せて記載してください。		
1月	例会 2回			
2月	例会 2回			ギャンブルチャット相談会企画会議
3月	例会 2回			ギャンブルチャット相談会会場・スタッフ調整 機器手配

- ・ **第 3 号様式 経費所要額調書**

記載に当たっては、「2 (5) 補助額」を参照してください。p.17 には数字の記載例も掲載しています。

補助対象外経費やその活動のための会費や参加費などのその事業に充当すべき寄附金その他収入を含む活動については、補助対象経費だけでなく、補助対象外経費や寄附金その他収入も計上してください。

- ・ **団体の定款、規約又は会則**

団体の定款、規約又は会則に当たるものをご提出ください。

- ・ **団体の構成員名簿（団体の代表者、構成員の在住、在勤、在学場所が確認できるもの）**

団体の代表者の方がどなたかわかるように記載してください。

- ・ **団体の収支予算書（補助金交付を申請する補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入の見込額が分かるもの）**

予算書の形式については、団体の予算書の該当収入欄や支出欄を細分化する、収入欄や支出欄の備考欄に申請する補助対象事業に充当すべき寄附金その他収入の額や補助対象事業の総事業費の額を記載する、団体運営全般の会計と事業会計を並列にする、などが考えられます。

- ・ **申請前 1 年間の補助対象事業の活動実績が分かる書類（この申請の前年度にこの補助金の交付決定を受けている場合はその実績報告の提出をもって代えることができます。）**

「第 2 号様式(3)」の書式を参考に作成してください。既存の資料で申請前 1 年間の補助対象事業の活動実績が分かるものがあれば、その添付で結構です。

また、前年度もこの補助金の交付決定を受けている場合は、前年度の実績報告の提出をもってこの提出に替えることとします。

- ・ **その他参考となる書類**

(3) 実績報告

ア 必要書類

- ・ 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金実績報告書（第 8 号様式）
- ・ 事業実施報告書（第 9 号様式）
- ・ 経費所要額精算書（第 10 号様式）
- ・ 団体の当該年度の収支決算見込書（補助金交付決定を受けた補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入の決算見込額が分かるもの）
- ・ その他参考となる書類

イ 提出先

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課 精神保健担当
〒460-8508 名古屋市健康福祉局健康増進課気付
メール a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

ウ 報告期限

事業終了後に報告してください。

なお、補助金の交付を受ける補助対象事業が年度中に終了していても、1 年間を通じて概ね月 1 回以上補助対象事業に当たる活動を実施していることの確認が必要です。実際はその年度終了後すみやかに報告をしていただくことになります。

このため、補助金の報告時期は、毎年 4 月中の報告をお願いします。

報告は、市役所（健康増進課）への持ち込み、郵送、電子メールのいずれかをお願いします。持ち込みの場合は、事前にご連絡をいただけると時間をとってその場で内容を拝見することもできます。

エ 書類作成の留意事項

- ・ 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金実績報告書（第 8 号様式）

- ・ 事業実施報告書（第 9 号様式）

1 年間の補助対象事業の活動実績が分かる資料があれば、その添付で結構です。

補助金の交付を受けていない補助対象事業であっても、1 年間を通じて概ね月 1 回以上の活動をしていることの確認に必要があれば、「第 9 号様式(2)」の「活動年間スケジュール」に、その活動についても記載をお願いします。

- ・ **経費所要額精算書（第 10 号様式）**

経費所要額調書（第 3 号様式）の作成例と同様の記載となります。

また、備品購入費を支出された場合は、購入物品の品名等も記載してください。

- ・ **団体の当該年度の収支決算見込書（補助金交付決定を受けた補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入の決算見込額が分かるもの）**

決算見込書の形式については、団体の決算見込書の該当収入欄や支出欄を細分化する、収入欄や支出欄の備考欄に申請する補助対象事業に充当すべき寄附金その他収入の額や補助対象事業の総事業費の額を記載する、団体運営全般の会計と事業会計を並列にする、などが考えられます。

- ・ **その他参考となる書類**

(4) 関係書類の保管等

ア 関係書類の保管

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金は、名古屋市民の税金から支払われています。このため、この補助金を利用している依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の皆さまは、補助金が要綱の規定に沿って適正に使われたことを名古屋市民に説明できるよう、どのような活動を実施し、どのようにお金が使われたのかを記録に残し、保管しておくことが必要です。

保管が必要な書類は次のようなものがあります。

- ・ お金の動きを記帳した帳簿等
- ・ お金の動きの証拠となる領収書、レシート、請求書、入手金の伝票類
- ・ お金の支払いの目的となる活動、事業の記録
- ・ 名古屋市から送られてきた名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書
- ・ 名古屋市から送られてきた名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額確定通知書
- ・ 名古屋市から送られてきた名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書

このことは、要綱の第4号様式「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書」や第7号様式「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書」の「2 交付条件」の「(7)」に、次の表現で規定されています。

「補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業の完了後5年間保存すること。」

実績報告時の経費所要額精算書の作成の観点からは、お金の動きを記帳する帳簿等について、日付順に収支を記載していく仕訳帳に当たるもののほかに、補助対象経費の区分を勘定科目に見立てて補助対象経費の区分別に記帳する元帳に当たるものを作るなどの方法が考えられます。

イ 備品の管理

関係書類の保管は、全ての補助金の交付を受けたすべての団体に関係がありますが、他にも、この補助金を利用して購入したり、修繕したりした備品がある団体は、その中で一定の備品についても、一定年数は廃棄せずに使用、保管する必要があります。

このことは、同じく要綱の第4号様式「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書」や第7号様式「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書」の「2 交付条件」の「(8)」に次のような表現で規定されています。

補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

ア 不動産及びその従物

イ 機械、重要な器具その他の重要な財産で、単価10万円以上のもの

備品の管理のためには、購入年月日、金額、品名、型式、保管場所、備品番号などを登録する備品台帳を作成するとともに、購入年月日や備品台帳の備品番号などを記載したラベルを補助金で購入などした備品に貼るなどの方法が考えられます。

また、第4号様式や第7号様式の「2(8)」中の「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合」については、次の表「一般名称対照表」を参照してください。表にない物品については、市役所(健康増進課)にご相談ください。

ウ 報告・検査等

保管、管理していただく関係書類や備品については、名古屋市が報告をお願いしたり、直接、見せていただき確認することがあります。また、事業を実施していない、不当な支出があるなどが認められると補助金の返還をお願いする場合がありますので、お知りおきください。

このことは、同じく要綱の第4号様式「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書」や第7号様式「名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書」の「2 交付条件」の「(9)」や「10」に規定されていますので、ご確認ください。

一般名称対照表

※交付決定通知 2(8) の耐用年数はこれを参照してください。不明なものはご相談ください。

種目	耐用年数	説明	一般名称
事務用器具類	耐用年数 4 年	パソコン	コンピューター
	耐用年数 5 年	・複写機、計算機、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの ・他の品名に属さない事務用器具	入出力装置、OA スタンド、自動交付機、裁断器、製本器具、複写機、数取器、紙折機、電気スタンド、ディスク装置、封かん機、計算機、せん孔器、謄写自動製版機、ホッチキス、式盆、本立、テープライター、電子ブックプレーヤー、金額器、ワードプロセッサー、抽せん器、タイムレコーダー、タイプライター、硬貨計算機、ファイルスタンド、自動発売機、認証器、打抜器、金銭登録機、あて名印刷機、浮出器、マイクロフィルムリーダー、輪転謄写機、製版機、プリンター、スキャナー、モニター、ワープロ
通信、放送器具類	耐用年数 5 年	・ラジオ、テレビ、レコーダーその他の音響装置 ・ファクシミリ	テレビ受像機、ビデオテープレコーダー、録音機、ビデオディスクプレーヤー、電気蓄音機、ラジオカセットレコーダー、ファクシミリ装置、ラジオ受信機
	耐用年数 6 年	・インターホン及び放送用設備 ・電話設備	ワイヤレスマイク、無線電話機、拡声装置、マイクロホン、拡声器、増幅器、受信機、電話機、携帯用拡声器、マイクロホンミキサー、分配器、マイクスタンド、電話交換機、インターホン、電話台、カラオケ装置、信号発生器、電話自動案内機、スピーカースタンド、スピーカー、アンプ
映写、撮影器具類	耐用年数 5 年	・カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡その他これに類するもの ・幕その他これに類するもの	暗幕、撮影機、写真機、オーバーヘッドプロジェクター、スクリーン、映写機、映写幕、映写装置、顕微鏡写真撮影装置、写真撮影装置、フォトプレーヤー

4 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱

(1) 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、アルコール依存症、薬物依存症又はギャンブル等（パチンコ・パチスロなどの遊戯を含む。）依存症（以下「依存症」という。）のある当事者が（以下「依存症者」という。）が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる団体（以下「補助対象事業者」という。）は、民間団体のうち、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 依存症に関する問題に取り組み、依存症者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、第4条各号に掲げる活動のうち、いずれかの活動を年間通じておおむね月に1回以上実施する団体であること。なお、申請時から遡り過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (3) 構成員の5割以上の者が市内に在住、在勤又は在学する団体であること。
- (4) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (5) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の2分の1以上が共通する場合は、これらの団体とみなす。）であること。
- (6) 交付申請を行おうとする年度において、補助対象事業に関し、他の制度により補助金等の交付を受けていない団体であること。
- (7) NP0 その他営利を目的としない団体であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的

とした団体でないこと。

(10)特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするもの含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(11)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

(12)暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。

（補助対象事業）

第 4 条 補助対象事業者が行う活動のうち、次の各号のいずれかに該当するものを補助対象事業とする。なお、複数の補助対象事業を組み合わせる補助金交付の申請を行なうことも差し支えない。

（1）ミーティング活動

依存症者やその家族の依存症からの回復に資する体験談等を交流する活動。

（2）情報提供活動

依存症者やその家族の依存症関連問題の解決に資する情報を提供する学習会の開催やリーフレット作成などの活動。

（3）普及啓発活動

依存症関連問題に関する住民や関係機関等の理解促進のための講演会の開催や刊行物発行などの普及啓発活動。

（4）相談活動

依存症関連問題の相談を受ける活動。

（補助事業対象経費）

第 5 条 各補助対象事業の補助対象経費は、別表のとおりとする。

（補助額）

第 5 条の 2 補助金の交付を申請した補助対象事業ごとの総事業費からその補助対象事業に充当されるべき寄附金その他の収入を控除した額とその補助対象事業に係る補助対象経費のいずれか少ない方の額を選定し、各補助対象事業について選定した額の合計額と補助限度額のいずれか少ない方の額を補助基準額とし、補助基準額の 100 円未満を切り捨てた額を補助額とする。

2 補助限度額は 15 万円とする。

（交付の申請）

第 6 条 この事業による補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、名古

屋市依存症関連問題支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）、事業計画書（第 2 号様式）及び経費所要額調書（第 3 号様式）に必要な書類を添えて、事業開始前までに市長に提出するものとする。なお、補助金の交付を受けようとする年度の前年度に申請を行う場合は、その年度の本市予算成立以降に行うものとする。

（交付の決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条に基づく申請について、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により申請した団体の代表者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第 8 条 この補助金において、規則第 8 条第 1 項に定める申請の取下げは、前条に定める通知を受領した日から 15 日以内に、申請を行った団体の代表者が、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金取下げ申請書（第 5 号様式）にその理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更）

第 9 条 第 7 条に基づく交付決定通知後に、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）があった場合、補助金交付決定を受けた団体の代表者は、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条に規定する変更の他、第 7 条により交付決定された内容に変更がある場合は、補助金交付決定を受けた団体の代表者（補助金交付の決定を受けた団体の代表者の変更の場合は変更後の代表者でもよい。）は、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更届（第 6-2 号様式）により市長に届け出るものとする。

（変更の決定）

第 10 条 市長は、前条第 1 項に基づく変更申請について、内容を審査し、補助金交付額の変更を決定したときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助金交付決定を受けた団体の代表者は、事業終了後、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金実績報告書（第 8 号様式）、事業実施報告（第 9 号様式）及び経費所要額精算書（第 10 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要がある場合は、補助金交付決定を受けた団体の代表者に対し追加の添付書類の提出を求めることができる。

(額の確定)

第12条 市長は、前条に基づく実績報告について、内容を審査し、補助金交付額を確定したときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助金交付額の確定を受けた団体の代表者が、補助金を請求しようとするときは、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に基づく補助金の請求を受け付けたときは、すみやかに補助金を交付する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年3月16日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づく申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出さ

れている申請書等は、新要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている通知書は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。

5 旧要綱の規定に基づく申請又は変更申請に係る旧要綱第13条の規定による補助金の請求及び第14条の規定による補助金の交付については、なお従前の例による。

別表

補助対象事業	補助対象経費
ミーティング活動	使用料及び賃借料（ミーティングのための会場借上げ及びこれに類するものに限る。）
情報提供活動	報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費及び修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
普及啓発活動	
相談活動	

※対象経費欄の〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費を示したものである。

(第1号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス
担当者

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

1 補助金の交付を受けようとする事業

依存症種別	a アルコール	b 薬物	c ギャンブル等
補助対象事業	a ミーティング活動 d 相談活動	b 情報提供活動	c 普及啓発活動

注 各欄中該当するものの記号をすべて○で囲んでください。

2 申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 経費所要額調書(第3号様式)
- (3) 団体の定款、規約又は会則
- (4) 団体の構成員名簿(団体の代表者、構成員の在住、在勤、在学場所が確認できるもの)
- (5) 団体の収支予算書(補助金交付を申請する補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入の見込額が分かるもの)
- (6) 申請前1年間の補助対象事業の活動実績が分かる書類(この申請の前年度にこの補助金の交付決定を受けている場合はその実績報告の提出をもって代えることができます。)
- (7) その他参考となる書類

第2号様式(1)

事業計画書

1 団体の概要

名称	
活動目的(注2)	☐ 別添定款等のとおり
主な事業(注2)	☐ 別添定款等のとおり
申請前1年間の補助対象事業の活動実績	該当する方の ☐ をチェックしてください。 ☐ 別添資料のとおり ☐ 前年度の実績報告をもってこの活動実績に代えます。
主たる活動場所の所在地	
現在の構成員数(注3)	人(補助金を申請しようとする時点の数)
上の構成員中の市内在住・在勤・在学中の人数(注3)	人(補助金を申請しようとする時点の数)
他の補助金の申請状況	

注1 団体の定款、規約等を添付してください。

注2 団体の定款等に目的や事業の記載がある場合は、☐のチェックのみで支障ありません。

注3 構成員については、代表者及び申請時点の在住・在勤・在学を確認できる名簿を添付してください。

第2号様式(2)

2 補助金交付を申請する補助対象事業の計画

補助金交付を申請する補助対象事業について、記載してください。

事業計画が分かる資料があれば、別紙として添付することで支障ありません。この場合、該当の補助対象事業の「目的及び実施内容」欄に「別紙参照」と記載してください。

補助対象事業	目的及び活動内容
①ミーティング活動	目的： 活動内容 活動予定回数は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
②情報提供活動	目的： 活動内容： 活動予定回数等は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
③普及啓発活動	目的： 活動内容： 活動予定回数は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
④相談活動	目的： 活動内容： 活動予定回数は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり

第2号様式（3）

3 年間活動予定スケジュール

補助金交付を申請する活動について、記載してください。ただし、年間を通じておおむね月に1回以上実施する補助対象事業に当たる活動が、補助金交付を申請する活動と異なる場合は、その活動についても該当する補助対象事業に記載してください。

年間活動予定スケジュールが分かる資料があれば、別紙として添付することで支障ありません。この場合、該当の補助対象事業の「4月」欄に「別紙参照」と記載してください。

月	ミーティング活動	情報提供活動	普及啓発活動	相談活動
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

第3号様式

経費所要額調書

団体名

1 経費所要額調 (単位：円)

補助対象事業	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	補助対象経費 (D)	選定額 (C、Dのいずれか少ない額) (E)	選定額の計 (E1+E2+E3+E4=F)	補助限度額 (G)	補助基準額 (F、Gのいずれか少ない額) (H)	補助金申請額 (Hの100円未満切捨後の額)
ミーティング活動	(A1)	(B1)	(C1)	(D1)	(E1)		150,000		
情報提供活動	(A2)	(B2)	(C2)	(D2)	(E2)				
普及啓発活動	(A3)	(B3)	(C3)	(D3)	(E3)				
相談活動	(A4)	(B4)	(C4)	(D4)	(E4)				

注 内訳は別紙のとおり

第3号様式 別紙(1)

経費所要額内訳書

団体名

1 ミーティング活動

経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
使用料及び賃借料		
小計(D1)		
補助対象外経費(J)		
小計(J1)		
総事業費(A1=D1+J1)		
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
寄附金その他収入 計(B1)		
差引額(C1) C1=A1-B1 注 A1-B1<0の場合はC1=0とします		

第3号様式 別紙(2)

2 情報提供活動

経費区分		所要額（単位： 円）	積算内訳
支出			
	補助対象経費(D)		
	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
	負担金		
	小計(D2)		
	補助対象外経費(J)		
	小計(J2)		
総事業費(A2=D2+J2)			
この補助対象事業に充 当されるべき寄附金そ の他収入(B)			
	寄附金その他収入 計 (B2)		
差引額(C) C2=A2-B2 注 A2-B2<0の場合はC2=0と します			

第3号様式 別紙(3)

3 普及啓発活動

経費区分		所要額（単位： 円）	積算内訳
支出			
補助対象経費(D)			
	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
	負担金		
	小計(D3)		
補助対象外経費(J)			
	小計(J3)		
総事業費(A3=D3+J3)			
この補助対象事業に充 当されるべき寄附金そ の他収入(B)			
	寄附金その他収入 計 (B3)		
差引額(C) C3=A3-B3 注 A3-B3<0の場合はC3=0と します			

第3号様式 別紙(4)

4 相談活動

経費区分		所要額（単位： 円）	積算内訳
支出			
	補助対象経費(D)		
	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
	負担金		
	小計(D4)		
	補助対象外経費(J)		
	小計(J4)		
総事業費(A4=D4+J4)			
この補助対象事業に充 当されるべき寄附金そ の他収入(B)			
	寄附金その他収入 計 (B4)		
差引額(C) C4=A4-B4 注 A4-B4<0の場合はC4=0と します			

(第4号様式)

(文書番号)

年 月 日

様

名古屋市長 印

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、申請の事業の目的及び内容の経費に充てるものとする。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業計画の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業実績及び経費所要額精算書は、事業終了後に提出すること。
- (7) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業の完了後5年間保存すること。
- (8) 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。
ア 不動産及びその従物
イ 機械、重要な器具その他の重要な財産で、単価10万円以上のもの
- (9) 市は、必要と認めたときは、条件を付し、もしくは会計に関しての報告を求め、または検査をすることがある。
- (10) 前各号に違反し、または、予定の事業を実施しないとき、もしくは不当な支出があると認めたときは、補助金の全部または一部の返還を求めることがある。

(第5号様式)

年 月 日

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金取り下げ申請書

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス
担当者

年 月 日付(文書番号)で交付決定を受けた名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について、下記の理由により取り下げます。

記

補助金交付決定額	円
依存症種別	アルコール ・ 薬物 ・ ギャンブル等
取り下げの理由	

(第6号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス
担当者

年 月 日付(文書番号)により交付決定のあった名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について、下記のとおり事業計画の内容を変更したいので、変更申請します。

記

1 変更後の事業

依存症種別	a アルコール	b 薬物	c ギャンブル等
補助対象事業	a ミーティング活動 d 相談活動	b 情報提供活動	c 普及啓発活動

注 各欄中該当するものの記号をすべて○で囲んでください。

2 変更申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 経費所要額調書(第3号様式)
- (3) 団体の定款、規約又は会則
- (4) 団体の構成員名簿(団体の代表者、構成員の在住、在勤、在学場所が確認できるもの)
- (5) 団体の収支予算書(補助金の交付を変更申請する補助対象事業に係る経費及び寄附金その他収入の見込み額が分かるもの)
- (6) 申請前1年間の補助対象事業の活動実績が分かる書類(この申請の前年度にこの補助金の交付決定を受けている場合はその実績報告の提出をもって代えることができます。)
- (7) その他参考となる書類

(第6号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス
担当者

年 月 日付(文書番号)により交付決定のあった名古屋市依存症関連問題支援事業補助金について、下記のとおり事業計画の内容を変更したいので、変更申請します。

記

1 変更後の事業

依存症種別	a アルコール	b 薬物	c ギャンブル等
補助対象事業	a ミーティング活動 d 相談活動	b 情報提供活動	c 普及啓発活動

注 各欄中該当するものの記号をすべて○で囲んでください。

2 変更申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 経費所要額調書(第3号様式)
- (3) 団体の定款、規約又は会則
- (4) 団体の構成員名簿(団体の代表者、構成員の在住、在勤、在学場所が確認できるもの)
- (5) 団体の収支予算書(補助金の交付を変更申請する補助対象事業に係る経費及び寄附金その他収入の見込み額が分かるもの)
- (6) 申請前1年間の補助対象事業の活動実績が分かる書類(この申請の前年度にこの補助金の交付決定を受けている場合はその実績報告の提出をもって代えることができます。)
- (7) その他参考となる書類

(第 6-2 号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 所在地
団体名
代表者名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス
担当者

年 月 日付(文書番号)により交付決定を受けた申請内容に変更がありましたので下記のとおり届出ます。

記

1 変更する事項

【変更前】

【変更後】

(第7号様式)

(文書番号)

年 月 日

様

名古屋市長 印

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書

年 月 日付で提出のあった、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付変更申請について、下記のとおり交付額の変更を決定したので通知します。

記

1 変更後の交付額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、申請の事業の目的及び内容の経費に充てるものとする。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業計画の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業実績及び経費所要額精算書は、事業終了後に提出すること。
- (7) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業の完了後5年間保存すること。
- (8) 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。
ア 不動産及びその従物
イ 機械、重要な器具その他の重要な財産で、単価10万円以上のもの
- (9) 市は、必要と認めたときは、条件を付し、もしくは会計に関する報告を求め、または検査をすることがある。
- (10) 前各号に違反し、または、予定の事業を実施しないとき、もしくは不当な支出があると認めたときは、補助金の全部または一部の返還を求めることがある。

(第8号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

連絡先 電話番号
電子メールアドレス

年 月 日付(文書番号)により交付決定のあった名古屋市依存症関連問題
支援事業補助金の事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 報告事業

依存症種別	a アルコール	b 薬物	c ギャンブル等
補助対象事業	a ミーティング活動 d 相談活動	b 情報提供活動	c 普及啓発活動

注 各欄中該当するものの記号をすべて○で囲んでください。

2 精算額

金 円

添付書類

- (1) 事業実施報告書(第9号様式)
- (2) 経費所要額精算書(第10号様式)
- (3) 団体の当該年度の収支決算見込書(補助金交付決定を受けた補助対象事業に関する経費及び寄附金その他収入がの決算見込額が分かるもの)
- (4) その他参考となる書類

事業実施報告書

1 団体の現況

名称	
他の補助金の申請状況	

2 補助対象事業の活動実績

補助金交付決定を受けた補助対象事業について、活動実績を記載してください。

活動実績が分かる資料があれば、別紙として添付することで支障ありません。この場合、該当の補助対象事業の「目的及び実施内容」欄に「別紙参照」と記載してください。

補助対象事業	目的及び実施内容
①ミーティング活動	目的： 活動内容 活動予定回数は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
②情報提供活動	目的： 活動内容： 活動予定回数等は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
③普及啓発活動	目的： 活動内容： 活動予定回数等は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり
④相談活動	目的： 活動内容： 活動予定回数等は、予定「3 年間活動予定スケジュール」のとおり

(第9号様式)(2)

3 年間活動スケジュール

補助金交付の決定を受けた活動について、記載してください。ただし、年間を通じておおむね月に1回以上実施した補助対象事業に当たる活動が、補助金交付の決定を受けた活動と異なる場合は、その活動についても該当する補助対象事業に記載してください。

年間活動スケジュールが分かる資料があれば、別紙として添付することで支障ありません。この場合、該当の補助対象事業の「4月」欄に「別紙参照」と記載してください。

月	ミーティング活動	情報提供活動	普及啓発活動	相談活動
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

第10号様式

経費所要額精算書

団体名

1 経費所要額精算 (単位：円)

補助対象事業	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	補助対象経費 (D)	選定額 (C、Dのいずれか少ない額) (E)	選定額の計 (E1+E2+E3+E4=F)	補助限度額 (G)	補助基準額 (F、Gのいずれか少ない額) (H)	補助金申請額 (Hの100円未満切捨後の額)
ミーティング活動	(A1)	(B1)	(C1)	(D1)	(E1)		150,000		
情報提供活動	(A2)	(B2)	(C2)	(D2)	(E2)				
普及啓発活動	(A3)	(B3)	(C3)	(D3)	(E3)				
相談活動	(A4)	(B4)	(C4)	(D4)	(E4)				

注 内訳は別紙のとおり

経費所要額精算書内訳書

団体名

1 ミーティング活動

経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
使用料及び賃借料		
小計(D1)		
補助対象外経費(J)		
小計(J1)		
総事業費(A1=D1+J1)		
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
寄附金その他収入 計(B1)		
差引額(C1) C1=A1-B1 注 A1-B1<0の場合はC1=0とします		

第10号様式 別紙(2)

2 情報提供活動

経費区分	所要額（単位： 円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		(品名、製造元、型式も記載してください。)
負担金		
小計(D2)		
補助対象外経費(J)		
小計(J2)		
総事業費(A2=D2+J2)		
この補助対象事業に充 当されるべき寄附金そ の他収入(B)		
寄附金その他収入 計 (B2)		
差引額(C) C2=A2-B2 注 A2-B2<0の場合はC2=0と します		

第10号様式 別紙(3)

3 普及啓発活動

経費区分	所要額（単位： 円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		(品名、製造元、型式も記載してください。)
負担金		
小計(D3)		
補助対象外経費(J)		
小計(J3)		
総事業費(A3=D3+J3)		
この補助対象事業に充 当されるべき寄附金そ の他収入(B)		
寄附金その他収入 計 (B3)		
差引額(C) C3=A3-B3 注 A3-B3<0の場合はC3=0と します		

第10号様式 別紙(4)

4 相談活動

経費区分	所要額（単位： 円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		(品名、製造元、型式も記載してください。)
負担金		
小計(D4)		
補助対象外経費(J)		
小計(J4)		
総事業費(A4=D4+J4)		
この補助対象事業に充 当されるべき寄附金そ の他収入(B)		
寄附金その他収入 計 (B4)		
差引額(C) C4=A4-B4 注 A4-B4<0の場合はC4=0と します		

(第 11 号様式)

(文書番号)
年 月 日

様

名古屋市長 印

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった実績報告に基づき、下記のとおり補助金
交付額を確定したので通知します。

記

確定後の交付額 金

円

(第 12 号様式)

名古屋市依存症関連問題支援事業補助金請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所

団体名

代表者

次のとおりご請求申し上げます。

請求金額 ￥

★

(内訳)

件 名	金 額
名古屋市依存症関連問題支援事業補助金	￥ ★

※添付書類

- (1) 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額確定通知書の写し
- (3) 変更のあった場合は、名古屋市依存症関連問題支援事業補助金交付額変更決定通知書の写し

請求金額受領方法

口座振替登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 参考様式

(参考様式)

構成員名簿

n*	氏名	住所
		注 市外在住で市内在勤・在学の方は会社・学校所在地を記載してください。
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

第 3 号様式の記載例と補助金の算定例 1

第3号様式 別紙(1)

経費所要額内訳書

団体名		
1 ミーティング活動		
経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
使用料及び賃借料	96.000	@2.000円×48回
小計(D1)	96.000	
補助対象外経費(J)		
小計(J1)	0	
総事業費(A1=D1+J1)	96.000	
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
寄附金その他収入 計(B1)	0	
差引額(C1) C1=A1-B1 注 A1-B1<0の場合はC1=0とします	96.000	

第3号様式 別紙(2)

2 情報提供活動			
経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳	
支出			
補助対象経費(D)			
報償費	20.000	講師謝礼 @20.000×1人	
旅費			
需用費	140.000	チラシ代60.000円。学習用書籍代@800×100部	
役務費	14.000	チラシ送付@140×100か所	
委託料			
使用料及び賃借料	15.000	会場借上げ	
備品購入費			
負担金			
小計(D2)	189.000		
補助対象外経費(J)			
講師弁当代	1.500	@1.500×1食	
小計(J2)	1.500		
総事業費(A2=D2+J2)	190.500		
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)			
書籍頒布収入	50.000	@500×100部	
寄附金その他収入 計(B2)	50.000		
差引額(C) C2=A2-B2 注 A2-B2<0の場合はC2=0とします	140.500		

第 3 号様式

経費所要額調書

団体名
なごや依存症の会

1 経費所要額調						(単位：円)			
補助対象事業	総事業費(A)	寄附金その他の収入額(B)	差引額(A-B=C)	補助対象経費(D)	選定額(C、Dのいずれか少ない額)(E)	選定額の計(E1+E2+E3+E4=F)	補助限度額(G)	補助基準額(F、Gのいずれか少ない額)(H)	補助金申請額(Hの100円未満切捨後の額)
ミーティング活動	(A1) 96.000	(B1) 0	(C1) 96.000	(D1) 96.000	(E1) 96.000	236.500	150,000	150.000	150.000
情報提供活動	(A2) 190.500	(B2) 50.000	(C2) 140.500	(D2) 189.000	(E2) 140.500				
普及啓発活動	(A3)	(B3)	(C3)	(D3)	(E3)				
相談活動	(A4)	(B4)	(C4)	(D4)	(E4)				

注 内訳は別紙のとおり

第 1 号様式の「申請額」欄に転記

第 3 号様式の記載例と補助金の算定例 2

第3号様式 別紙(1)

経費所要額内訳書

団体名		
1 ミーティング活動		
経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
使用料及び賃借料	120.500	@2.000円×30回+1.500円×18回+@2.500円×12回+@3.500円(交流会)
小計(D1)	120.500	
補助対象外経費(J)		
需用費(材料費)	44.550	交流会弁当代@1485円×30
小計(J1)	44.550	
総事業費(A1=D1+J1)	147.518	
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
交流会会費	30.000	@1.000×30
交流会寄付	15.000	@5.000+@3.000×2+@2.000×2
寄附金その他収入 計(B1)	45.000	
差引額(C1) C1=A1-B1 注 A1-B1<0の場合はC1=0とします	123.018	

第3号様式 別紙(2)

2 情報提供活動		
経費区分	所要額（単位：円）	積算内訳
支出		
補助対象経費(D)		
報償費		
旅費		
需用費	62.520	学習用書籍代 @1.500×40部+例会予定表コピー代@7×30×12月
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
小計(D2)	62.520	
補助対象外経費(J)		
小計(J2)	0	
総事業費(A2=D2+J2)	62.520	
この補助対象事業に充当されるべき寄附金その他収入(B)		
書籍頒布収入	15.000	@500×30部
寄附金その他収入 計(B2)	15.000	
差引額(C) C2=A2-B2 注 A2-B2<0の場合はC2=0とします	47.520	

第 3 号様式

経費所要額調書

この例から、交流会の収支経費と例会予定表のコピー代を計上しなくても補助金申請額は、150,000 円となります。

団体名
なごや依存症の会

(単位：円)									
補助対象事業	総事業費(A)	寄附金その他の収入額(B)	差引額(A-B=C)	補助対象経費(D)	選定額(C、Dのいずれか少ない額)(E)	選定額の計(E1+E2+E3+E4=F)	補助限度額(G)	補助基準額(F、Gのいずれか少ない額)(H)	補助金申請額(Hの100円未満切捨後の額)
ミーティング活動	(A1) 147.518	(B1) 45.000	(C1) 123.018	(D1) 120.500	(E1) 120.500	168.020	150,000	150.000	150.000
情報提供活動	(A2) 62.520	(B2) 15.000	(C2) 47.520	(D2) 47.520	(E2) 47.520				
普及啓発活動	(A3)	(B3)	(C3)	(D3)	(E3)				
相談活動	(A4)	(B4)	(C4)	(D4)	(E4)				

注 内訳は別紙のとおり

第 1 号様式の「申請額」欄に転記